平成２９年（フ）第２８号
宮城県大崎市田尻北小牛田字宅地一60番地
債務者　門田　　恵
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
宮城県栗原市鶯沢南郷柳沢20番地　市営柳沢住宅Ｂ１号
債務者　大内　義宏
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
宮城県気仙沼市岩月宝ヶ沢232番地５市営住宅８号
債務者　佐藤　良行（旧姓郷家）
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第６４号
秋田市卸町１丁目４番14号　シャンポール菅原Ⅱ106号
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７５号
秋田市新屋松美ガ丘北町18番29号
債務者　川村　亜衣
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８号
福島市町庭坂字森ノ前３番地
債務者　後藤　敏夫
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第３８号
福島市蓬莱町４丁目３番14―16号
債務者　古里　弘司
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２７号
茨城県龍ケ崎市城ノ内３丁目14番地11
債務者　柴田　由起
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
茨城県守谷市美園５丁目８番地22
債務者　白川　啓介
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
茨城県坂東市辺田558番地22　コーポ富山Ａ203
債務者　岡野　貴幸
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２３７号
千葉県習志野市谷津１丁目１番10号　小倉ハイツＡ棟202号
債務者　海本　隆志
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２５１号
千葉市緑区大椎町1188番地129
債務者　斎藤　義雄
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３０９号
千葉市美浜区幸町２丁目16番７棟207号
債務者　高坂　友子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３２０号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番７棟308号
債務者　髙橋　孝知
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３３２号
千葉市美浜区幸町２丁目14番９棟403号
債務者　佐藤　孝仁
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３４３号
千葉県市川市平田３丁目21番11号（石川レースアパート103号）
債務者　加藤　鏡子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８９号
新潟市西区浦山４丁目４番３号
債務者　曽我　　豪
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０３号
新潟市西蒲区竹野町2288番地
債務者　岩波　　桂
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
新潟地方裁判所民事部